

新小山最終処分場の維持管理計画

新小山最終処分場の維持管理計画は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下、「基準省令」という。)(昭和52年3月14日、総理府・厚生省令第1号)に従い、必要な事項を定めます。

基準省令の内容		維持管理の内容
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	搬入廃棄物に対し、搬入車両のシート掛けの遵守、また必要に応じて加湿など飛散防止措置を講じる等、搬入事業者への指導を行う。 埋立時の転圧締め固め、散水車による適宜散水を行い、飛散防止及び流出防止を図る。また、必要に応じて覆土を行う。
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	原則として悪臭の発生するような廃棄物の受入は行わない(無機性廃棄物主体を搬入対象とする)ため、悪臭の発生は極めて低いが、搬入時の確認、及び定期的(1回/週)な巡回監視を行う。
3	火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	原則として火災の発生する可能性がある廃棄物の受入は行わない(無機性廃棄物主体を搬入対象とする)ため、火災の発生は極めて低いが、搬入時の確認、及び定期的(1回/週)な巡回監視を行う。 火災発生に備え、消火器を設置し、万一火災発生時には消火器等による消火を行う。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	原則として害虫等が発生するような廃棄物の受入は行わない(無機性廃棄物主体を搬入対象とする)ため、害虫等の発生は極めて低いが、搬入時の確認、及び定期的(1回/週)な巡回監視を行う。 害虫等の発生が認められた場合は、薬剤の散布や覆土等の必要な措置を講じる。
5	囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	処分場周囲にネットフェンス(高さ1.8m)を、入口部に門扉を設置し、関係者以外の立入を防止する。 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修復旧する。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	処分場入口部付近に産業廃棄物の最終処分場であることを表示した立札を設置し、表示すべき項目の変更あるときは速やかに書き換え等必要な措置を講ずる。 立札が汚損した場合は、直ちに補修復旧する。
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	貯留構造物、区画堤等は、定期的(1回/週)に目視点検等を実施する。 点検の結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
8	廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	底部は保護土を敷設し、法面部の遮水工表面には遮水工に損傷を与えない廃棄物(無機性汚泥、厚さ50cm以上)で埋め立てる。 遮水工に損傷を与えない廃棄物が不足する場合は、山砂等を入手し、使用する。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水シート露出部は、遮光シート等を敷設して劣化防止を図るとともに定期的(1回/週)な目視点検を実施する。 また、漏水検知システムを導入して、遮水機能の監視を行う。 監視及び点検の結果、遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合は、速やかにその原因を調査し機能回復のための必要な措置を講じる。
10	最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ.埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 ニ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	処分場周辺水域の水質について、「新小山最終処分場 採水地点図」に示す各検査地点(採水地点)において、下記頻度及び検査項目による水質検査を実施し、水質変化を監視する。なお、水質検査は、供用開始前から開始する。 《1回/月以上の検査項目》 塩化物イオン、電気伝導度 《1回/年以上の検査項目》 基準省令別表第2に示す地下水等検査の項目、ダイオキシン類
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	水質検査の結果、下流側の地下水水質が、供用開始前及び上流側の地下水水質と比較し、著しく変動するなど、異常が認められた場合には、速やかにその原因を調査する。 その原因が最終処分場に起因することが判明した時は、直ちに廃棄物の搬入を中止し必要な措置を講じる。
12	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	埋立地の周囲に設置した雨水排水路は、定期的(1回/週)に目視点検を実施する。
13	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	洪水調整池は、定期的(1回/週)に目視による巡回点検を実施する。 点検の結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	浸出水処理施設は、放流水の水質が設置許可申請書等に記載した数値に適合するように下記の点検、監視・検査を行い、適正な運転管理を行う。 (1)定期点検 浸出水処理施設は、その機能を保持するために日常的な点検整備を行なうとともに定期点検(年1回程度)を実施する。 点検の結果異常が認められた場合は、速やかに必要な措置を講じる。 (2)水質監視・検査 放流水の水質検査を、次により実施する。 (1回/年の検査項目) 基準省令別表第11に示す排水基準等に係る項目、ダイオキシン類 (1回/月の検査項目) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量
14の2	有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	(対象外)
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	12に準ずる。
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	有害なガスの発生する可能性のある廃棄物の受入は行わない(無機性廃棄物主体を搬入対象とする)ため、ガスの発生は極めて低いが、埋立地には縦型ガス抜き管を設置し、定期的(1回/週)な巡回監視を実施する。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立完了面に覆土(覆土厚50cm以上)及び雨水排水設備を施工する。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	覆土施工後は、覆土材の流出など異常がないか定期的(1回/月)に目視による巡回点検を行う。
19	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立容量及び残余容量の把握を目的に、年1回埋立出来高の測定を実施する。
20	埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	下記の点検・検査等の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間保存する。 (1) 廃棄物種類別の搬入量(随時) (2) 埋立容量及び残余容量(年1回)※埋立容量及び残余容量は、「最終処分場残余容量算定マニュアル」(環境省)に基づき算定する。 (3) 地下水、処理水水質検査結果(検査毎) (4) 施設点検結果(施設別点検頻度毎) (5) 石綿含有廃棄物の位置図